

庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、最低賃金引上げなどの影響を受ける市内事業者に対し、応援金を交付します。

申請期間

令和8年 8月3日(月)～9月30日(水)

支援金額

基本額 **3万円** + 申請時点の従業員数 × **1万円**
(雇用保険法における被保険者数)

上限額

20万円 (1事業所あたり)

対象者

次のすべてに該当する中小企業者・個人事業者・農業者など

- ①申請日時時点で市内に本店・支店等を有する法人、または市内に住民登録がある個人で、営利を目的として市内で事業を営んでいる者。
- ②令和7年分の所得税確定申告（法人においては、直近の法人税確定申告）をしていること。
- ③個人の場合、年金収入を除く収入のうち、主たる収入が事業収入であって、令和7年の収入が130万円以上であること。
法人の場合、前事業年度の事業収入が130万円以上であること。
- ④市税などを完納していること。
- ⑤今後も継続して市内で事業を営む意思があること。

※他の臨時支援金（令和8年度実施）を受けている事業者等は対象になりません。

必要書類

- 庄原市中小事業者事業継続・雇用維持臨時応援金交付申請書
- 請求書 ●誓約書及び同意書
- 令和7年分所得税確定申告書の写し（法人の場合、直近の法人税確定申告書、決算書）
- 事業収入の内訳が分かるもの（青色申告決算書または収支内訳書等）
- 振込先口座番号が確認できる通帳の写し（もしくは電子通帳画面のコピー）

従業員数(被保険者)が確認できる書類 ※従業員がいる場合

- 適用事業所台帳（ヘッダー1）

※事務組合等へ委託されている事業所は、委託先へ問い合わせください。

※適用事業所台帳は、ハローワーク庄原（☎0824-72-1197）で取得できます。（手数料：無料）

申請書類の受付窓口（庄原商工会議所・備北商工会・東城町商工会）

申請書類の取得及び受付は、下記の場所までお願いします。

（※郵送での受付は行っていません）

所在地が 旧庄原市内 の事業者	▶ 庄原商工会議所 （東本町一丁目2番22号）	☎ (0824) 72-2121
所在地が 西城・口和・高野 比和・総領 の事業者	▶ 備北商工会 西城本所・各支所 （本所：西城町西城 197 番地3）	☎ (0824) 82-2904 （本所）
所在地が 東城町 の事業者	▶ 東城町商工会 （東城町川東 1175 番地）	☎ (08477) 2-0525

受付時間

月曜日から金曜日（お盆・祝日除く）

午前9時から午後4時（午後0時から午後1時は除く）

※商工団体の受付窓口については、曜日によって閉所していますので、事前にご確認ください。

※申請書類の確認が必要なため、受付窓口へ直接ご提出ください。（郵送での受付は行っていません）

よくあるご質問（Q&A）

Q1	対象となる「法人」は、どのような中小企業者ですか
A1	庄原市内に本店・支店等（登記簿に登録されている住所地）を有する中小企業者が対象となります
Q2	支援金の対象となる従業員の条件を教えてください
A2	庄原市内で働く従業員で雇用保険法の被保険者が対象者となります
Q3	従業員を雇用していない場合でも申請できますか
A3	従業員を雇用していない場合でも、要件に該当すれば申請可能です その場合、基本額3万円を給付します
Q4	申請書類の入手方法を教えてください
A4	庄原商工会議所、備北商工会、東城町商工会で配布しています また、申請書類は庄原市のホームページからもダウンロードが出来ます

問い合わせ

申請受付に関すること

旧庄原市内の事業者

…庄原商工会議所 ☎ (0824) 72-2121

西城・口和・高野・比和・総領の事業者

………備北商工会 ☎ (0824) 82-2904

東城町の事業者

………東城町商工会 ☎ (08477) 2-0525

制度に関すること

庄原市 産業振興部 商工振興課 商工振興係

☎ (0824) 73-1178

☎ (0824) 72-3322

✉ syoukou-shinkou@city.shobara.lg.jp